

## 都市計画の案に対する意見書の提出要領

1 合志市の住民及び利害関係人は、都市計画法第 17 条に基づく都市計画の案に対する意見がある場合、同条第 2 項の規定に基づき、合志市に意見書を提出することができます。

### 2 意見書の提出方法及び提出期限

① 都市計画課へ持参、FAX または電子メールで提出される場合

令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 5 時 15 分まで

※FAX または電子メールで提出される場合は、必ず送信された旨を合志市都市計画課へ電話にてご連絡ください。

② 郵送で提出される場合

令和 8 年 3 月 27 日（金）必着

※意見書提出期限の設定  
縦覧期間の最終日まで

### 3 意見書の提出先

合志市都市計画課

住 所 〒861-1195 合志市竹迫 2140 番地

電話番号 096-248-3855

FAX 番号 096-248-1196

E-mail toshikeikaku@city.koshi.lg.jp

4 意見書は、所定の様式に次の事項を記載のうえ、書面で提出してください。

①意見書提出者の住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先）

②意見書の提出の対象である都市計画の案の名称

（例）熊本都市計画栄沖野地区地区計画の案に対する意見

③都市計画の案に対する意見